

被共済者の遺族が退職金を請求する際の「被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと」「主として被共済者の収入によって生計を維持していたこと」を証する書類の取り扱いが変わりました。

- 「被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと」
- 「主として被共済者の収入によって生計を維持していたこと」

標記のことを証する書類については、これまでは民生委員による証明書を提出することとなっておりましたが、今後は下記の内容のとおりお取り扱い頂くこととなります。

なお、民生委員の証明書は平成24年12月21日までは経過措置として取り扱いが可能です。

具体的な取り扱いについては、建退共本部並びに最寄りの建退共支部にお問合せ下さい。

記

1. 被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証する書類
事実上婚姻関係と同様の事情にあったことの申立書及び次に掲げる書類の添付が必要です。
 - (1) 請求人と被共済者が同一世帯の場合
住民票（謄本）の写し
 - (2) (1) 以外の場合
次に掲げる書類
 - ア 請求人及び被共済者の住民票（謄本）の写し
 - イ 被共済者と別世帯となっている理由書
 - ウ 次に掲げるいずれかの書類
 - 健康保険の被扶養者になっている場合
→健康保険被保険者証の写し
 - 被共済者に係る公的な遺族給付が支給されている場合
→給付金の決定通知書等の写し
 - 挙式・披露宴等が一年以内に行われている場合
→結婚式場等の証明又は挙式・披露宴の実施を証する書類
 - 上記のいずれにも該当しない場合
→事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証する書類
(例 連名の郵便物、生命保険の保険証券、借家の契約書等)

2. 主として被共済者の収入によって生計を維持していたことを証する書類
主として被共済者の収入によって生計を維持していたことの申立書及び
次に掲げる書類の添付が必要です。
- (1) 請求人と被共済者が同一世帯の場合
住民票（謄本）の写し
- (2) (1) 以外の場合
次に掲げる書類
- ア 請求人及び被共済者の住民票（謄本）の写し
- イ 被共済者と別世帯となっている理由書
- ウ 次に掲げるいずれかの書類
- 健康保険の被扶養者になっている場合
→健康保険被保険者証の写し
- 税務上の扶養親族になっている場合
→源泉徴収票、課税台帳等の写し
- 被共済者に係る公的な遺族給付が支給されている場合
→給付金の決定通知書等の写し
- 定期的に送金がある場合
→現金封筒、預金通帳等の写し
- その他上記と同様と判断される場合
→その事実を証する書類

参考：取扱通達

平成 23 年 12 月 22 日 基発 1222 第 15 号

「被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと、主として被共済者の収入によって生計を維持していたこと又は不正受給の動機が生計が著しく貧困であり、かつ、危急の費用の支出に迫られたことによることを証する書類について」